

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和3年9月30日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和3年9月30日(木曜日)

午前9時57分開議
午前11時3分休憩
午前11時9分開議
午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第17号 令和3年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について
- 議案第18号 令和3年度農地海岸保全事業の経費に対する市町負担金について
- 議案第19号 令和3年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について
- 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 議案第26号 工事請負契約の変更について
- 議案第29号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第22号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第23号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第24号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第25号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第26号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
- 報告第27号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①熊本県国土強靱化地域計画の改定(素案)について
- ②災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について
- ③令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し(第3弾)について
- ④令和3年8月11日からの大雨による農林水産関係被害について
- ⑤公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正について

出席委員(8人)

| | |
|------|------|
| 委員長 | 末松直洋 |
| 副委員長 | 楠本千秋 |
| 委員 | 前川 收 |
| 委員 | 吉永和世 |
| 委員 | 淵上陽一 |
| 委員 | 磯田 毅 |
| 委員 | 山本伸裕 |
| 委員 | 荒川知章 |

欠席委員(なし)

議長 小早川 宗 弘

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

| | |
|-----------|------|
| 部長 | 竹内信義 |
| 政策審議監 | 阪本清貴 |
| 生産経営局長 | 下田安幸 |
| 農村振興局長 | 渡邊昌明 |
| 森林局長 | 大岩禎一 |
| 水産局長 | 山田雅章 |
| 首席審議員 | |
| 兼農林水産政策課長 | 深川元樹 |

団体支援課長 加藤 栄 一
流通アグリビジネス課長 中島 豪
首席審議員
兼農業技術課長 酒瀬川 美 鈴
農産園芸課長 楮 本 亮 治
政策監 武 田 好 文
畜産課長 上 村 佳 朗
農地・担い手支援課長 高 野 真
農村計画課長 清 藤 浩 文
農地整備課長 青 木 公 平
むらづくり課長 吉 住 俊 郎
技術管理課長 徳 永 昭 彦
森林整備課長 笹 木 征 道
林業振興課長 山 下 裕 史
森林保全課長 中 尾 倫 仁
水産振興課長 堀 田 英 一
漁港漁場整備課長 植 野 幹 博
農業研究センター所長 山 下 浩 次

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博
政務調査課主幹 小 田 裕 一

午前9時57分開議

○末松直洋委員長 おはようございます。

ただいまから、第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、前回の委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願いいたします。

また、本日の委員会は、前回と同様に、マスク等入室の一部制限しており、これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるように庁内に配信しており

ますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 おはようございます。

本日はよろしく願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、2点御報告させていただきます。

まず、8月11日から全国的に続いた大雨による被害についてですが、本県の農林水産業分野におきましても、52億円を超える被害が生じております。

農業関係では、水田や圃場への土砂流入や冠水による農作物被害のほか、農地、農業用施設損壊も発生しております。

林業関係では、山腹崩壊や林道ののり面崩壊を、水産業関係では、ハマグリへの死や浮き棧橋の一部損壊などを確認しております。

県では、被災された生産者の経営意欲を維持し、速やかに経営再開していただけるよう、農地、農業施設や山地、林道等の災害復旧事業に迅速に取り組んでいるところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてです。

令和2年1月から今年8月までの20か月間の県産農林水産物への影響額は、累計で135億円余となりました。前回6月委員会御報告後の増加額は3か月で3.2億円と、前年同期の約1割にとどまっているものの、外食産業の営業自粛の長期化などによる影響も一部に見られております。

これまでも、関係団体等と連携し、金融支援制度の創設や県産農林水産物の消費喚起、販路拡大等、切れ目ない支援に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、農林漁業者の方々が安心して経営を継続できるよう、これから旬を迎え出荷量も増える農林水産物の価格動向なども把握しながら、きめ細かに対策を講じてまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

予算関係が1件、条例等関係が6件、報告関係が7件となっております。

まず、予算関係では、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応のほか、令和2年7月豪雨からの復旧、復興、今年8月の大雨を含む梅雨前線豪雨等からの復旧など、総額38億円余の増額補正となります。これにより補正後の現計予算は、一般会計、特別会計を合わせて810億円余となります。

次に、条例等関係では、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金3件、工事請負契約の変更2件、補助金の返還請求に係る訴えの提起1件を提案しております。

また、報告事項は、職員による交通事故に係る専決処分の報告1件、県が出資する公益法人等の経営状況報告が6件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

その他報告事項といたしましては、全ての常任委員会における共通の報告事項である熊本県国土強靱化地域計画の改定(素案)、建設常任委員会との共通の報告事項である災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等、及び令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直しがございます。

このほか、令和3年8月11日からの大雨による農林水産関係被害、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正につ

きましても御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和3年度9月補正予算総括表でございます。

表の左から3番目の欄、9月補正額(B)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の9月補正の合計額は、38億600万円余の増額補正で、9月補正後の総額は、同じく合計欄の一番右のとおり810億5,800万円余となっております。

内容としましては、冒頭の部長の総括説明にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応のほか、国の防災・減災、国土強靱化のための対策、令和3年8月の大雨による災害復旧等に必要な予算を提案しております。

なお、8月の大雨による被害は、その他報告事項で改めて説明させていただきます。

また、各予算の詳細につきましては、後ほど各課から説明いたします。

今回の9月補正予算では、新型コロナウイルス感染症への対応に関するものも含まれておりますので、ここで、農林水産常任委員会説明資料の別添資料、新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響についてを御覧ください。

別添資料1ページをお願いいたします。

表の左から2番目、影響額の欄の一番下の(計)の欄を御覧ください。

部長の説明にもありましたとおり、令和3年6月から8月までの3か月間の影響額は

3.2億円となっており、昨年度の同時期の影響額29.1億円と比較すると、影響額そのものは縮小しております。

品目別に影響が大きかったものは順に、養殖魚、牛肉、天然魚の順となっております。

なお、一番下に米の状況を記載しておりますが、外食産業の営業自粛の影響で、業務用米への影響も出始めております。

一番上の四角囲みの説明欄を御覧ください。

4つめの丸、令和2年1月から今年8月までの影響額合計は135.5億円となっております。依然、継続的な影響が見られる品目もあり、引き続き支援策を講じていくことが必要となっております。

2ページをお願いします。

これは、農林漁業者に対する支援策について、県だけでなく、国等の支援策を含め、総合的に取りまとめたものです。

今回御説明したような影響に対しましては、これまで、品目ごとに、きめ細やかに、かつ切れ目なく、生産流通対策や消費喚起策、金融支援等を講じてきたところです。この支援策一覧につきましても、関係団体を通じて、周知、活用促進を図るとともに、県庁ホームページに掲載し、随時更新しております。

今後も、生産者や団体等との意見交換、連携強化を通じまして、適時適切な支援を講じてまいります。

それでは、元の農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)にお戻りください。

3ページをお願いします。

資料に用いている凡例について御説明を行います。

これから、9月補正予算の内容につきまして、各課から御説明申し上げますが、まず、事業自体が新設の場合は、事業名の前にマル新、事業の一部が新規の場合は、新たに実施

する事業内容の前にマル新と表記しております。また、四角囲みでコロナ対策とありますのは、新型コロナウイルス感染症に対応する施策となります。7月豪雨及び熊本地震とありますのは、令和2年7月豪雨及び熊本地震からの復旧、復興のための施策、強靱化とありますのは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づいた施策、T P P等とありますのは、総合的なT P P等関連政策大綱に基づいた施策となっております。

それでは、9月補正の内容につきまして、各課から主なものについて御説明申し上げます。

5ページをお願いします。

上から3段目、農政諸費の段、一番右の説明欄、新規事業、農業公園における新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、農業公園内のトイレの非接触型の自動水洗化工事や建物内への空気清浄機の設置等の新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費となります。

農林水産政策課は以上です。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

6ページをお願いいたします。

説明欄、6次産業化総合支援強化事業は、生産者の6次産業化への取組を推進するため、輸出先国のニーズに対応した施設整備などに要する経費を補助するものです。

今回、国の令和2年度補正予算に追加要望されました事業主体が、食品衛生管理の国際的な指標でありますH A C C Pに対応した施設整備に取り組むこととなり、そのため、不足する財源を予算化するものです。

流通アグリビジネス課は以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

7ページをお願いします。

上段の病害虫発生予察事業費は、国内の植物検疫における重要害虫であるミカンコミバエの防除を当初予算により実施してきたところですが、防除に必要な予算が不足してくるため、蔓延防止のための地上防除や航空防除に要する経費の増額をお願いするものでございます。

下段の農業研究センター費管理運営費は、コロナ対策として、研究施設内における手洗い場の自動水洗化等、感染防止等対策に要する経費でございます。

農業技術課は以上です。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

8ページをお願いいたします。

農業改良普及費、説明欄のくまもと農業人材総結集支援事業は、外国人材の入国制限によりまして臨時的に人材を確保します出荷団体に対する助成でございます。新型コロナウイルス臨時交付金を充当いたします。なお、生産者に対する支援につきましては、国の事業で対応してございます。

中段の農作物対策費、説明欄の野菜価格安定対策事業は、新型コロナウイルスによりまして低下しました野菜価格の安定対策のための資金造成でございます。本事業も新型コロナウイルス臨時交付金を充当いたします。

最下段の強い農業づくり支援事業国庫返納金は、事業で整備しました施設の財産処分に伴います国庫支出金返納金でございます。

9ページをお願いいたします。

生産総合事業費の産地パワーアップ事業は、国の事業でございますが、収益力向上に一体的、計画的に取り組めます産地の生産体制強化に向け施設等を整備します農業団体等に対する助成でございます。低コスト耐候性ハウス等事業の追加要望に伴う増額でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

10ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金ですが、これは、畜産クラスター事業で整備した搾乳ロボット室の壁と柱の一部撤去に伴う国庫支出金の返納をお願いするものでございます。

下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄の家畜防疫対策における新型コロナ対応機器整備事業は、家畜保健衛生所が行う防疫会議及び鳥インフルエンザ発生時等の防疫対応における新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費でございます。各家畜保健衛生所に非接触式自動体温計及び空気清浄機を整備し、感染防止対策をさらに徹底してまいります。

畜産課は以上でございます。

○高野農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

11ページをお願いします。

農業総務費のうち、国庫支出金返納金ですが、説明欄の1につきましては、農業委員会等振興助成費の前年度の事業費確定に伴い、不用となった国庫支出金を返納するものでございます。

説明欄の2については、過年度に農地中間管理機構の利用があったことに対して協力金を交付したものの、当該農地の貸借契約が中途解約されたため、協力金を国庫へ返納するものです。

次段の農用地利用集積等推進基金積立金については、説明欄同様に、過年度に農地中間管理機構の利用に対して交付された協力金が、農地貸借の中途解約に伴って県へ返納されるものですが、平成30年度以前においては、県基金からの交付であったため、基金へ戻して積み立てることとなります。

最下段の農業構造改善事業費でございます。

が、説明欄の強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、昨年7月の豪雨により被災した農業施設、機械等の復旧等を実施する市町村へ助成を行うものです。

これについては、昨年度に20億円の予算を措置し、24市町村において約17億5,000万円の事業を実施したところですが、何らかの理由で昨年度中に申請できなかつた方がいるのではないかと考え、約2億4,000万円を今年度に繰り越して、6月までに追加の要望調査を実施しました。その結果、繰り越した予算を上回る要望が市町村から寄せられたため、今回追加の予算を計上し、繰越予算と合わせて施行するものです。

下の12ページを御覧ください。

国庫支出金返納金ですが、説明欄の1、経営体育成支援事業国庫返納金は、台風被害を受けたハウスの復旧事業について、事業費確定に伴い、事業費の減額が生じたため、国庫へ返納するものです。

説明欄の2は、熊本地震の復旧対策で取得した農業施設等について、助成対象者の死去により、処分制限期間内に事業を中止することとなったため、残存簿価の国庫支出金相当額を返納するものです。

次の農業大学校費については、県立農大における新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費で、授業における密集の回避やトイレ、手洗いの感染対策を行うため、設備の改修等を行う事業です。全額新型コロナ交付金により実施いたします。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○末松直洋委員長 次に、条例等関係であります。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

資料35ページをお願いいたします。

議案第29号、専決処分の報告及び承認につ

いて御説明いたします。

説明は、右の36ページを使用させていただきます。

まず、事業の概要と補助金返還の経緯について御説明します。

3、事業の概要を御覧ください。

本事業は、地域未来投資促進法に基づき、県内の特産物を活用した高い先駆性や経済効果が見込まれる加工品製造などの取組を行う事業者に対して、必要となる設備投資の補助を地方創生交付金により行うものです。

今回、水産加工施設の整備を行うために、当該事業者から申請のあった補助金7,835万5,000円を交付決定し、概算払いで全額交付しました。着工後は、事業者からの進捗状況報告のほか、概算払い申請時には、計画どおりに完了しているとの報告を受けておりましたが、3月末の竣工検査前の現地確認におきまして、事業が完了しておらず、補助条件に反しまして、補助金を目的外使用していたことなどが判明いたしました。

このため、熊本県補助金等交付規則に基づき、直ちに3月26日、補助金交付決定を取り消し、全額返還を命じたものです。

これまで、事業者から返還金の一部2,500万円は回収しましたが、未納額5,335万5,000円については、再三にわたる面談や電話、文書等での返還請求に応じず、納付されていない状況です。

そこで、未収金を速やかに回収するため、民事訴訟法に基づく支払い督促の申立てを行いました。1の専決処分の理由のとおり、当該事業者から異議の申立てがなされたことから、訴訟に移行したため、専決処分を行うこととなりました。

今後、訴訟におきましては、熊本県補助金等交付規則に基づき、返還金、加算金及び延滞金の金員を一括して支払うよう、強制執行が可能となる仮執行宣言付きの判決を求めていくこととしています。

流通アグリビジネス課からの報告は以上です。

○末松直洋委員長 次に、報告関係であります。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

37ページをお願いします。

報告関係でございます。

報告第1号、専決処分の報告です。

38ページにより説明させていただきます。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定でございます。

事故の概要ですが、令和3年2月1日に山鹿市で発生した交通事故に伴うものになります。

事故の当事者は、鹿本地域振興局農地整備課の技師ですが、一番下、6、事故の状況を御覧ください。

公用車で出張中、狭い道路で対向車両と擦れ違うため、車両を民地内の車庫へ後退させたところ、後方不注視により、民家の車庫に後ろバンパーが接触し、車庫を損壊したものです。

4、過失割合のとおり、県の賠償責任が100%となっており、5、損害額及び損害賠償額のとおり88万1,302円を賠償するもので、8月30日に和解が成立しております。

交通事故防止につきましては、職場での研修の実施や各種会議での注意喚起等、これまでも力を入れておりますが、今後は、これまでに以上に交通事故の防止に向けた取組を講じてまいります。

農林水産政策課は以上です。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

40ページをお願いいたします。

報告第22号、一般社団法人熊本県野菜価格

安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要につきましては、次の41ページを御覧いただきたいと思っております。

法人の設立目的は、基本情報(1)のとおり、野菜生産出荷安定法に基づきます価格安定事業を実施することによりまして、野菜生産農家の経営安定と消費地への野菜の安定供給を図ることでございます。

次に、2の令和2年度決算の概要についてでございます。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなります当期の正味財産の増減につきましては、次のページの(2)で説明いたします。

法人全体の今期の正味財産増減額は、4,200万円余の減額となっております。主に公益目的事業会計の減少によるものでございます。

主たる要因は、指定正味財産において、補給金の交付事業となります特定野菜等供給産地育成事業の交付予約数量の減少によりまして、県の資金造成額が減少したためでございます。しかしながら、造成額は交付予約数量によって毎年増減することから、公益目的事業を実施する上で問題はございません。

なお、公益目的事業の実施にかかる費用が収入を超過しておりまして、一般正味財産の残額が減少しているため、同協会におきましては、構成団体、JAでございますけれども、負担金増額等の対策を検討しているところでございます。

次に、3の事業実績等でございます。

まず、資金の造成につきましては、交付予約数量計画2万5,000トン余に基づきまして、造成額は15億円となります。そのうち、6億3,000万円余は、国の造成分といたしまして農畜産業振興機構が積立て、残りの8億8,000万円余が本協会の必要造成額となりました。

本協会の造成額は、前年度からの繰越額を充当いたしまして、差額の9,000万円余を、県、経済連、生産者の3者で造成してございます。

次に、(3)の補給交付金の交付実績でございますが、昨年度は、ブロッコリーや冬春トマトなど9品目につきまして、合計5,400万円余を交付してございます。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

44ページをお願いします。

報告第23号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

45ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、畜産農家や団体への経営指導、技術指導及び畜産物価格安定対策等を通じた畜産振興と畜産物の安定供給を目的としております。

2、令和2年度の決算の概要についてでございます。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

46ページ、(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は9億200万円余の減で、主に公益目的事業会計の減少によるものです。

その主たる要因は、肉用子牛生産者補給金制度の業務実施期間満了に伴う生産者積立金の返還及びコロナ禍で経営が悪化した肥育農家への牛マルキン交付額の増加と生産者負担金の納付猶予ですが、いずれも令和2年度特有の要因であるため、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲の減少と考えております。

3の事業実績等についてでございます。

(1)、(2)、(3)が公益目的事業会計で、(4)が収益事業会計になっております。

まず、(1)は、畜産経営体の育成、経営支援を行うもので、県や独立行政法人農畜産業振興機構の事業等を活用しまして、畜産農家に対し情報提供や経営改善指導などを行っております。

(2)は、家畜衛生対策の推進でございます。

家畜の疾病予防や家畜伝染病発生時の対策などのため、ワクチン接種や家畜防疫互助基金制度など、衛生対策を推進しております。

(3)は、畜産物の価格安定対策の推進でございます。

肉用子牛生産者補給金及び牛マルキンにおいて、生産者積立金の管理及び補填金の交付業務等を実施しております。

(4)は、家畜の改良、登録の推進ということで、肉用牛の登記、登録や産肉能力の統計分析等を実施しております。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての概要でございます。

畜産課は以上でございます。

○高野農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

48ページをお願いします。

報告第24号、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要については、次の49ページをお願いします。

1の基本情報のとおり、この法人の設立目的は、農業の発展と農家経営の安定向上に寄与することであり、農業公社では、農地保有の合理化、畜産基盤の整備による農業経営基盤の強化や農業後継者の育成確保、農業公園の管理運営を実施しております。

次に、2の令和2年度の決算の概要についてです。

(1)に当期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について、次のページの(2)の当期正味財産増減の主な理由を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は414万円の減となりましたが、主に公益目的事業会計における減少によるものです。その主な要因は、農地中間管理事業の管理費が収入を上回ったためですが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲の減少でございます。

次に、3の事業実績等について御説明します。

まず、事業の中心となります(1)農地中間管理事業による農地の貸借については、貸付実績で1,563ヘクタールとなり、前年度を約500ヘクタール上回りました。

(2)は、農地の売買事業ですが、前年度と同程度の実績となりました。

(3)の新規就農支援事業については、新規就農支援センターの活動を通じて、887件の相談に対応しました。

最後に、(4)の農業公園管理運営等事業についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、入園者数は、前年度比35%の15万人となりました。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 ちょっと各課にわたってます

けれども、部長説明要旨の中で、新型コロナウイルス感染症に対する取組ということで、この喫緊3か月間で3.2億円の被害額の影響というのが出ているというお話をいただきました。その説明は、当然これいただいたわけですが、これに対する手当てとしては、既存の制度、これまでやってきたことをしっかりやっていくというようなお話だったというふうに思っています。

一方で、別添の資料の新型コロナウイルス感染症における農林水産物の影響についてということで、牛肉とか、天草大王とか、1ページの2欄目ですね、品目ごとにこう書いてありますが、ちょっと気になるのは、1ページが一番下のお米のことでありまして、長雨もありましたし、天候もよくなかった。もっと大きい影響は、コロナウイルスで、外食産業の需要が非常に落ちているというところから、米の需要が減っているという状況でございます。もう刈取りが始まっているわけですけれども、主食用米の買取り価格が極端に下がるんじゃないかという懸念が、多くの農家の皆さん方が心配をなさってらっしゃる状況でありますので、ウイルスや天候の状況等々を把握した上で、今年の買取り価格についての影響がどうなるのかについて、そして、その対策が何かあればどうお考えなのか、作付調整というのとか買取り調整とか、いろんな方法があると思いますけれども、それについて、どこですかね、これは。説明をお願いしたいと思います。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

委員御指摘のとおり、非常に今米価の下落というのが、全国的にマスコミ等々でも広く報道されておりまして、生産者の方々は心配されているところでございます。

まずは、今年度の作況についてでございますが、非常に長雨等々ございました。8月の

中旬だったと思いますけれども、農林水産省のほうから公表された分につきましては、全国並み、本県につきましては、やや不良というようなことでございました。民間で数字を出しているところがございまして、99というのを出されたところがございまして、総じてそういうような状況だったのかなというふうに思っています。

ただ、今年度から、その公表の方法といえますか、調査の方法が変わりまして、昨年度までは、10月は最終的に実績で出るということだったんですけども、8月につきましても、これまでですと、穂数を調査したりだとか、係数を調査したりだとか、病害虫の発生状況を見たりだとかということで、ほぼ実態に合ったような公表だったのかなというふうな感じはしておりますが、今年度からは、気象データ、要は、気温だとか、日照だとか、そういうデータに基づいて推測をした公表がなされております。

非常にそういう状況でございますので、委員御指摘のとおり、本来なら、もっと今年度の作況については、いいような状況にあるのではないかというのは、関係者と話しているところでございます。そういう状況の中で、今年度も非常に作況がいいということであれば、やはり非常に昨年度から問題となっておりました在庫のほう心配になってございます。全国的には、非常に在庫が多いというような状況でございます。

本県につきましては、昨年度、一昨年度は、ちょっと作況が悪かったと、天候もございまして作況が悪かったということ、それから、計画的な生産がされていたということから、非常に生産量が少なかったということで、在庫については、前回6月までは問題ございませんというような答弁をしておりましたけれども、現状になって若干増加してきているというような状況でございます。

これは、原因は、先ほど委員のほうからご

ざいましたけれども、在庫が多いということ、それから、コロナでの需要、特に業務用需要が非常に厳しいような状況だというようなこともございます。もう一つは、主産地でございます東北地方が、在庫が相当増えてきておりまして、東北のほうの米が九州に相当、低価格で流入してきているというようなことも要因としてございます。

こういうような状況でございますので、東北のほうにつきましては、マスコミ等でお話しされているように、農協等の概算金が2割から3割ぐらい減るよというようなことが報道されております。

本県についても、公表はされておきませんが、本日の農業新聞では出ておりましたけれども、大体九州産については、ほぼほぼ県内で消費されるというような、そういう需要の実態がございまして、1割から2割程度の減少幅かなというようなことで、報道されているようなところでございます。農協等に聞きましても、そのような感じかなというふうなことを私たちは聞いているところでございます。

問題は、今後のお話だということだというふうに思いますが、まずは、全国的に、特に本県もしっかりと来年度に向けて需給バランスが取れるように作物転換のほうを進めてまいるというのが1点でございまして。それから、もう一つは、きちっとした消費がないと、作っても売れないということになりますので、もう一つは、消費対策、販路拡大対策というのを今しっかり検討しているところでございまして、今後そういう状況ということもございまして。

昨日、自民党総裁も替わりまして、数十兆円の経済対策というようなことも言われておりますので、そういうようなものも見据えながら、しっかりと対策は取っていきたく思っています。生産者の方々が不安なく生産ができるように、しっかりとやってまいりたいと

いうふうに考えております。

以上でございます。

○前川収委員 大変丁寧な御説明ありがとうございました。というか、長過ぎて何か分からない。

ざくっと言えば、コロナで需要が落ちてるし、それから、去年からずっとそういう状況が続いてて、在庫を抱えて、買取り価格が安くなって、恐らく今年もJAの概算金がかなり下がるんじゃないかという心配を農家がなさってらっしゃるから、その点について何か対策があるのかということを知りたかったんですが、具体的には、補正予算待ちという話なのかどうかよく分かりませんが、できれば、そこに、ある程度は農家の皆さん方に安心感を与えていただけるような——これは米農家って一番多いわけですから、農家の中のシェアとしてみれば。ほかのいろんなものを作ってるにしても、米はやっぱり作ってるという、そういう意味では、米農家のシェアというのは、農家の中で一番多いのはもう間違いないわけですから、その辺についての何か対策があるかどうか、お願いします。

○楮本農産園芸課長 具体的には、まだ今検討しているところでございますので、先ほど言いましたような消費の対策だとか販路拡大対策、特に団体等がされる分についてしっかり支援してまいりたいというふうには考えておりますが、一つには経済対策というようなお話も差し上げましたけれども、コロナで影響が出ているということは事実でございますので、コロナで使えるような予算がございましたら、そちらのほうもしっかりと見ながらやっていきたいというふうに思っております。

○前川収委員 一番影響が出るのは、今年の

概算金に対して——作付を変えるのは来年影響が出ると思いますけれども、今年も、確定してくる概算金に対してどう影響を出すかと、補填ができるならば——補填ができるか、何ができるかということについて、国の予算も含めてしっかり検討してください。非常に下がるんじゃないかという危機的な状況がありますので、御心配がありますので。たしか淵上先生も御質問なさったというふうに思ってますけれども、その点についてしっかり応えていただけるように、これは要望ですけれども、お願いいたします。

以上です。

○末松直洋委員長 ほかに質問ありませんか。

○淵上陽一委員 今、前川先生のほうから、米について質問がありました。まさしく私も、今ほとんど毎日のように農家のところを訪ねながらいろんな話を聞く中で、一番今心配されているのは、やはりこの米価ですね。ここに書いてありますけれども、安価な他県産米が九州に入ってきていると。農家の人の話を聞きますと、1万円を割ったものが入ってきているというふうに関わっておりまして、まさしく今回どこまで値が落ちるのかというふうに心配もされておりますし、もう農家の皆さんたちから言わせれば、1万5,000～6,000円取れなければ、もうその下は赤字で米を作っているような状況で、なかなか米に対しての生産意欲が湧かないというような状況でありまして。私、農家にとって米は魂だろうと思っております。日本の農家にとってはですね。これがやっぱり厳しい状況になるのは、農業にとってかなりきつくなるんだろうというふうに思っております。コロナの影響というのはよく分かりますけれども。

もう1点は、3～4年前までは、米はほとんど一等米が取れていたと、もうこの1～2

年は一等米なんかほとんど出てないと。二等、三等、規格外になってしまったということで、この影響はもう皆さんたち御存じだろうというふうに思います。高温化だったりウンカだったりということで。これに対して、米に対して、今後どう対応していかれるのか、もし案があれば、お話を聞かしていただければと思います。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今委員御指摘のとおり、現在、米の品質面で非常に問題になっていますのが、やはり御指摘もございましたような高温対策でございます。これが、やはり高温になりますと、やはり品質が悪くなる。白く濁ったり、それからしっかり充実せずに収量が低下したりと。品質だけじゃなくてそういうような部分も発生してきているというような状況でございます。

本県の令和2年産でございますけれども、2年産の一等米の比率につきましては、今相当低下してきておりまして、29%、3割を割ってきているような状況でございます。年々低下してきているような状況でございますが、こういう部分を解決するために、県のほうで開発しましたのが「くまさんの輝き」でございます。

「くまさんの輝き」につきましては、耐暑性があって、冷えても非常に食味がいいというようなことを売りにしているところでございますけれども。現在、今年度につきまして、600ヘクタールまで生産が拡大していくというようなことでございますが、昨年までの調査を見ますと、「くまさんの輝き」につきましては、一等米が73%ぐらいまで上昇しているというようなことでございますので、今後は、こういうものをしっかりと推進をしまいたいというふうに思っております。

来年度は、1,000ヘクタールを超えていく

というようなことでございますし、本年度につきましては、特Aをぜひ取って、知名度も向上させながら、消費拡大、販売拡大を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員 熊本は、「三度のときめき」を作っとけばというような話がありましたが、私も聞く中で、この「くまさんの輝き」というのがとてもいいということでもありますので、しっかりその辺もアピールして作っていただくようにしていただきたいというふうに思っております。

もう1点、これは要望なんですけれども。本気で、それぞれの地域で、もしくは法人の人たちで、その地域集まって、水田のフル活用をやっているんじゃないかという話になってきているというふうに思っておりまして、その中でやっぱり大事なものは、基盤整備したり、暗渠排水をしっかりと入れていくとか、機械をちょっと手伝ってあげぬと、なかなかそっちのほうには移行していかぬとだろうなというふうに思いますけれども。ぜひとも積極的にそういったところをやろうというところはしっかり取り組んでいただけるように要望したいというふうに思います。よろしく願いしときます。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 すみません。先ほど部長の総括説明の中で話があったんですが、新型コロナウイルス感染症に対する取組ということで御紹介があったんですが、こういう形で対応いただいているのは非常にありがたいというふうに感謝を申し上げたいと思いますが。その中で、金融支援制度の創設という言葉で御説明がありましたけれども、何か創設ということは新しく設けたということとして理解していいん

ですかね。

○竹内農林水産部長 これは、これまでもということでございまして、昨年3月の段階で、既にいち早く、県独自のコロナの支援策ということで、無利子という形の県予算をまずつくらせていただいています。そのことを、すみません、指しております。これは今も継続しておりますので、大分国の融資と併せて活用もかなりされています。実態的に活用の状況を……。

○吉永和世委員 できれば、状況も……。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

今部長が御説明しましたとおり、国のほうの支援のほうも順調に伸びておりまして、また、新型コロナでは伸びておるところもございますが、国のほうも、融資に際して、相手というか、農林水産業者に寄り添って審査をしていくといったところになっております。

件数的には、今、4月、5月から比べまして、やや水産業のほう伸びているような状況ですけれども、順調にその辺り金融機関が寄り添った対応をしているというところになります。

以上です。

○加藤団体支援課長 すみません、再度。

今新型コロナ対策の支援のほうは、農業のほうで、承認が404件、約22億4,000万円がなされております。林業のほうで、承認件数が8件で7,500万、あと、漁業のほうで、承認が29件、2億5,000万余が今融資されておるところになっております。

以上です。

○吉永和世委員 お答えをいただいているのは非常にありがたいというふうに思います。

ただ、農業は、404件の22億と、金額的に1件当たりになると、どれぐらいあるのかちょっとあれなんですけれども、要は金利はなしということなんですけれども、元金返済というのは必ず出てくるんだろうというふうに思うんですけれども、やっぱりその元金が、今後負担という形になって、結局、生産意欲をなくすとか、あるいは担い手にまたそれが影響してくるとかというのが、全体的に農林水産業が衰退していくということがあってはならないのかなというふうに思うので、そこら辺をやっぱり注意しておかないと、今後、本県の農林水産業に大きく影響してくるのかなというふうに思っていますので。融資するのはありがたいんですが、必ず借りると返済が伴うってことなので、そこら辺をしっかりと見とっていただいて、対応いただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○吉永和世委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章議員 関連で、コロナウイルスで、月次支援金と、あと事業再構築補助金があると思うんですけれども。これは国の直接採択事業となっていると思うんですけれども、大体、この月次と再構築、それぞれ農林水産業関係者で、県内でどれぐらい申請があって、どれぐらい採択されているんでしょうか。

○深川農林水産政策課長 別添資料の2ページを御覧ください。

別添2ページの資料の一番上と2行目、一番上がまん延防止措置に伴う影響を受けた農

林漁業者の支援金ということで、同月比50%以上減少した農林漁業者が、個人が10万円、法人が20万円、これは国の事業でございます。

下のほうが、県が独自にしたものでございまして、50%以上にならない、30%以上50%未満の事業者に対する支援でございまして、個人5万円以内、法人10万円以内の額でございます。

これにつきましての実績は、私もちょっと手持ちの資料を持ち合わせておりませんので、後ほど所管のほうに確認をいたしまして御報告させていただければと思っております。

○荒川知章議員 はい、ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○末松直洋委員長 では、後から報告をお願いいたします。

ほかにありませんか。

○楠本千秋副委員長 すみません。農産物の影響で、牛肉のことでちょっと確認とかお願いとかさせていただきましても、令和2年は14億で、今年が0.9億ということで、数日前のテレビでミートショックというのをやりました。何でかという、世界的な食肉需要の増加で、アメリカ産の牛肉が日本に入っていない。去年の9月頃の100グラムの単価138円が、今年の9月は198円、100グラムですね。こういうので消費にも影響しているというようなニュースが流れてまして、これの14億が0.9億というこの流れと、もう一つは、今年の3月に知事の音頭でブランドを立ち上げられて、その支援とかもされてますけれども、その辺の影響というんですかね、よく分からないんですけども、要は、熊本産の牛肉が売れる方向というのは、どうしたらいいのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○上村畜産課長 御指摘のとおり、ミートショックと言われる輸入牛肉高騰の影響というのが、報道でも大分されてますけれども、実際、オーストラリアの牛肉も上がってますし、アメリカ産の冷凍バラ肉とかも、特に8割ぐらい上がってますし、スーパーとか外食産業がすごく困っているという話ですね。

その原因としましては、中国が、旺盛な需要があるということと、経済回復がいち早くできたということで、どんどん買っているということがあります。あと、輸入が上がるというのの原因としては、現地の価格が上がっていることと、為替の問題と、あと海上運賃の問題が3つあるんですけども、現地の価格は、ちょっと日本が買い負けている状態になってます。それで上がっていることと、あと為替も今ちょっと111円ぐらいと円安に動いてますし、コロナの関係で港で働く人の労働力とかがちょっと減ってまして、あとコンテナもちょっと不足してまして、その分で海上運賃も上がっています。それで輸入物が上がっているということです。

一義的に言えば、外国産は入ってこないの、国内のを売り込むチャンスがあるということで、本来いいところなんですけれども、なかなか、売り先としては、ちょっとすみ分けている部分ですので、その辺で難しいところがあります。ただ、巣籠もり需要の最初のうちは、ぜいたくしようということで、あと県産品の応援ということで、和牛肉もどンドン県内のものを買ってもらったりとかしてまして進んでたのですが、今ちょっと下がってきているところですね。巣籠もり疲れとか、そういうのもあります。

そんな中で、3月19日に、統一ブランドのお披露目をさせていただいたんですけども、今現在、半年たっています。その中で、今年は、オール熊本体制の強化で、認知度向上と販路拡大というのに一生懸命頑張ってい

るところです。

今回の牛肉キャンペーンが、7月30日から9月20日までやったんですけども、例年100店舗ぐらいの参加なんですけど、今回147店舗の参加がありまして、キャンペーンの応募も例年4,500ぐらいなんですけども、今回7,000を超える応募がっております。今度その抽選会とかもやろうと思っておりますけれども、そういうことで、どんどん認知度向上を進めて売れるようにしたいなと考えているところでございます。

以上です。

○楠本千秋副委員長 今海外からの輸入が高くなるということは、国産、熊本県の牛を売るチャンスだと思いますので、ぜひ何かそういう努力をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○山本伸裕委員 先ほどの米のお話に関連してですけども、私もちょっとJAだとか農業関係者の方からお話、大変深刻な状況を伺ってきたんですけども。それは置いて、先ほどの県の取組の努力については評価申し上げたいと思うんですけども、今の深刻な状況というのは、やっぱり一県の努力だけでは、もう限界があるというふうに思うんですよね。これは、政府が余っている米を買い取って市場隔離するということは、もう緊急に必要じゃないかというふうに思うんですよね。それで、ぜひそのことを国に対して熊本県からも意見を上げていただきたいと思いますと思うんですけども、それについて前も申し上げましたんですけども、一方では、コロナ禍で御飯が食べられないという人がおられるわけですよね。

食料支援に回すと。

ちょっと私調べてみたら、結構普通にアメリカとかフランスとか食料支援の取組を政府がやってるんですよね。アメリカでは739万

トン、フードバンクに政府が買い上げて提供していると。フランスでは12万トン、フードバンクに食品確保して提供していると。日本はと調べたら、2,800トンですよ。だから、もう本当、この米の緊急事態で市場隔離して、食料不足で米も食べられないという人たちに食料支援で回すというようなところは、もうぜひ政府に声を上げていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがですか。

○楮本農産園芸課長 まず、補填の分につきましてでございますけれども、これにつきましては、生産者の方々、農業団体と、今どういう状況にあるのか、しっかり聞かせていただいて、御検討させていただければというふうに考えております。

それからもう一つ、子ども食堂についてでございますけれども、これにつきましては、ヨーロッパ等と比較すれば、日本はまだまだ緒に就いたばかりで、制度的にもまだ十分でないというところもあるというふうには聞いております。そういった分につきましては、農林水産省も備蓄米等々をしっかり子ども食堂等へ配付をしておりますし、先般は、農業団体のほうから、そういう在庫の分を提供していただいて、全国の食堂に配付をしているというような取組もしてございます。そういった部分を一般的に広く知っていただくとともに、そういうのがもっともっと活発になるよう、国とは話をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 とにかく米が余って、去年の在庫の米をどうかせぬと、今年米を入れる倉庫もないというような話も聞いてるんですよね。だから、そういった、余剰米の提供であるとか、価格の一定水準、最低でも生産コストに見合った価格を保障するであるとか、あるいは食料難で困っている方々への

提供であるとか、これは非常に各方面の問題を解決する上で、やっぱりもう決定的に市場隔離というのは非常に重要な問題ですので、ぜひ強く申し上げていただきたいなと思えますね。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 すみません、別件で。

35ページの訴えの提起なんですけれども。

御説明では、一旦2,500万円支払いがあったという。ちょっとお話聞いたところでは、その後分納していきますというような話も相手方さんは約束されたという話を聞いてるんですけれども、それがどういう過程で支払い督促異議申立てというような訴えの提起というようなことに至ったのか、そのこの事情について、ちょっと説明できる範囲で結構ですので、教えていただければ。

○中島流通アグリビジネス課長 今委員のほうから御指摘がありました、まず、2,500万円、こちらのほうの納付があった分についてですが、3月26日に交付決定の取消しを行いまして、そして即座に、まず、事業者のほうから、補助金の交付をしております額、そちらのほうを手元に持っておりました。その関係で、まず2,000万円のほうは、その場で回収といいますか、事業者側からの返還があったところです。残りの金額、2,000万円を差引きますと、5,800万余が残額としてあったわけなんですけれども、それにつきましては、それ以後、ですので、新年度に至りまして、大体6月までには全額返還するというふうな形で、事業者からの申出があっていたところです。

その額につきましては、5月と6月に支払うということでしたが、500万円しか返還がなかったというところです。ですので、残りの5,300万円余が、今回返還の対象となったというところございまして、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、文書だったり、口頭だったり、実際に事業者のところに出向きまして、ここにもありますとおり、補助金返還だけではなく、加算金、延滞金が発生しますので、いち早く返還をされないで、額面が大きいので、どんどん膨大な額になりますので、早めの返還がよいということも、こちらからも申し入れながら、相手方のほうに補助金の返還を言っておりましたところですが、なかなかその申入れを受け入れられなかったと。で、地方自治法によりまして、こういった債権が発生した場合は、速やかに返還の手続を取らないといけないと、納付のほうを取り扱っていただくと、そういったところから、今回民事訴訟法の手続のほうに進ませていただいたというふうな手順になっております。

○山本伸裕委員 大体説明は分かったんですけれども、その分納の約束をしとったのにこういうことになってしまったのは、何か相手方との約束違反であるとか、何かトラブルがあったのかなというようなことをちょっと想像したもんですから。そういう何かトラブルだとか、お互いの言い分の食い違いだとか、そういうものではなかったんですか。

○中島流通アグリビジネス課長 今現在、既に訴訟ということで裁判の中身に入っておりますので、詳しいところについては、なかなか御説明はできないところではあります、事業者側のほうからは、返還しますということは、この補助金の不正の利用、それについても、十分自分のところがいけないということで、認識した上で返還をするということで

申し出ておりましたので、こちらのほうとしましては、基本的には、やはり事業のほうを継続しながらでも返還をしていただければというところを考えて、猶予の期間も得ながら返還を求めてきていたというのが実情です。

特に事業者との間でトラブル等が発生したわけではございませんが、やはり期間がどんどんどんどん延びることによって、返還の額も大きくなりますので、これは、債権を抱えた県としましては、いち早く回収の手続を取らないといけないというところから、今回の手続のほうに移ったという次第です。

○山本伸裕委員 はい、分かりました。

○末松直洋委員長 よろしいですか。

○前川収委員 関連でよろしいでしょうか。

もう一回確認しておきたいんですけども、そもそも地域未来投資促進事業補助金を申請なさったときには、申請時にそれはお金が下りたわけですから、その申請時の計画と実態的に行われていたものが違っていたというところの確認ができたから、戻してくれという話になったわけですね。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

今回、先ほど申し上げましたが、3月の概算払いで既に交付をしております、それにつきまして、最終的には竣工の検査をしないといけないということで、3月に入って早々に、確認をすると、こちらのほうから申し入れておりました。それに対して、待つてくれというふうなことで、なかなか検査ができなかったものですから、これはもういけないということから、3月24日、事業者側のほうに、こちらのほうから再度確認しましたところ、いや、実は終わってないということで、事業自体がまず終わっていない、それはいか

ぬということから、25日に現地に入りまして、内容を確認しましたところ、明らかに事業も終わってない。さらに、目的としましては、水産加工施設を導入するという形になっておりましたけれども、それ以外、これも裁判の話になりますが、それ以外のものに利用していたという形になります。

○前川収委員 補助金の目的外利用みたいな形で、これ故意な話でしょうから、偶発的な話じゃなくて、計画的にそうなさったのかなというふうに思わざるを得ない状況でありましょうから、きちっとそれは対応してもらわなきゃいけないというふうに思ってますし、なかなか難しいと思いますけれども、こういった補助金を申請された時に、その補助金申請の内容がちゃんと履行できてるかどうかの確認はきちっとやらないと、税金でありますから、国民の税金を使ってやってるわけありますから、そこは厳しくやっていただきますように、私のほうから、これは要望でございます。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で前半グループの質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えを行いますので、約5分間休憩いたします。再開は、11時10分からとします。

午前11時3分休憩

午前11時9分開議

○末松直洋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、後半グループ各課の付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に、

また、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

○清藤農村計画課長 農村計画課でございます。

常任委員会説明資料(予算関係及び条例関係)の13ページをお願いいたします。

2段目の農業農村整備推進交付金については、説明欄のとおり、新規事業の世界かんがい施設遺産サミットin kumamotoの負担金でございます。

これは、来年4月に熊本市で開催予定の第4回アジア太平洋水サミットの公認サブイベントとして開催を計画している世界かんがい施設遺産サミットin kumamotoの開催経費に対する負担金です。

このかんがい施設遺産サミットについては、県、関係市町村、土地改良区、県土地改良連合会で構成する実行委員会が実施主体となり、歴史的なかんがい施設を熊本から国内外に情報発信することで、施設の重要性や熊本の魅力をPRし、地域の活性化につなげる取組でございます。

農村計画課は以上です。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

14ページをお願いいたします。

2段目、国庫支出金返納金につきましては、説明欄の土地改良事業国庫支出金等返納金でございますが、こちらについては、過年度に実施した農業農村整備事業の事業費確定等に伴う国庫支出金や市町村負担金の返納金となっております。

4段目、農業生産基盤整備事業費につきましては、説明欄の事務機器等貸借につきましては、大型プリンター機器の借入に当たり、入札の不調、不落が発生したため、借入期間を遅らせる必要が生じたことから、令和8年

度の債務負担行為限度額の増額が必要となったものでございます。

6段目、団体営農地等災害復旧事業費でございますが、本年度に発生した5月、7月の梅雨前線豪雨、そして、8月11日からの大雨により被災した農地や農業用施設の復旧を行うため、予算の補正が必要となったものでございます。

15ページをお願いいたします。

県営農地等災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、農地や農業用施設の災害復旧事業を行う事業のうち、高度な技術力を必要とするもので、一定の規模以上のものについて、県が事業主体となり実施するものでございます。

今回の補正予算については、8月11日からの大雨により被災した宇城市三角の農道の復旧を行うためのものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

16ページをお願いします。

上段が、コロナ禍における鳥類被害防止緊急対策事業でございます。

冬場の露地野菜は、近年作付を伸ばしておりまして、県の主力野菜に成長をいたしております。この露地野菜が、コロナ禍での価格低迷に加えまして、鳥類による被害が急増し、ダブルパンチで非常に経営が厳しい状況でございます。

この厳しい状況の冬場の露地野菜を栽培する農家の支援のため、圃場に入ってくる鳥の追い払い対策資材の設置を支援するとともに、コロナ禍ですので、人手に頼らない、人を集めない、地域全体で鳥類の被害防止、追い払い対策を緊急に検証するという事業でございます。新規のコロナ関係予算としてお願いしております。

次に、中段です。

鳥獣被害防止総合対策交付金の事業費確定に伴う国庫返納金でございます。

7月豪雨の影響など、災害関係で捕獲に手が回らず捕獲頭数が減ったというものや、入札による減額など経費が予想より下回ったため、減額したものに伴うものです。市町村からの返納があった分を国庫に返納いたします。

次に、下段が、多面的機能支払事業の国庫返納金でございます。

これも、事業費確定に伴う国庫返納金ですが、この交付金は、国庫に県費を足して市町村へ交付しますので、市町村からの返納があった場合、県費相当分を県の収入として差し引き、国庫に返納するものです。

むらづくり課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の17ページをお願いします。

2段目の施設整備費の説明欄、林業研究・研修センターにおける新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、林業研究・研修センターにおけるサーマルカメラの購入や非接触型のトイレ設備導入など、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入や施設整備に要する経費でございます。

4段目、森林災害復旧費の説明欄、民有林作業道災害復旧事業につきましては、8月11日からの大雨により被災した森林作業道のうち、公共性が高い路線での市町村が行う復旧事業への助成について予算の増額をしたものでございます。

5段目、県有林災害復旧費の説明欄、県有林作業道等災害復旧事業につきましては、8月11日からの大雨により被災した県有林の作業道である水上村の岩野川内線ほか22か所の復旧を行うものでございます。

森林整備課は以上でございます。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

18ページをお願いします。

2段目の林業労働力対策事業費は、くまもと林業大学校において、新型コロナウイルス感染症対策として、リモート授業を行うために必要な備品等の整備を行うものです。

4段目の現年林道災害復旧費は、本年度発生した林道災害の復旧を行う市町村に対する助成を行うものでございます。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

19ページをお願いします。

治山事業関係につきまして、まず、2段目の緊急治山事業は、梅雨前線豪雨災及び8月の大雨災害によるもので、国庫補助を活用し、緊急に行う復旧工事に要する経費を計上しております。

3段目の単県治山事業は、梅雨前線豪雨災及び8月の大雨災害によるもので、内容は、説明欄1の単県治山事業(県営事業)は、国庫補助の対象とならない箇所のうち、保安林内で復旧工事を県営で行うものを計上しております。

2の単県治山事業(市町村営事業)につきましては、やはり国庫補助の対象とならない箇所のうち、保安林以外で市町村が復旧工事を行うものに対する助成をする費用を計上しております。

次に、下の治山調査計画費は、令和2年7月豪雨等ということで、一部熊本地震関係のものも含まれておりますが、7月豪雨等により被災した箇所の治山事業実施に必要な保安林指定調書の作成に必要な経費を計上しております。

森林保全課は以上でございます。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

21ページをお願いします。

2段目の水産業振興費の水産物流通対策事業費でございますが、説明欄のコロナ禍における県産水産物加工促進支援事業につきましては、新たな生活様式に対応した県産水産物の家庭食向けの加工品開発等を行う漁業協同組合に対し支援するものでございます。

次に、4段目の水産研究センター費でございますが、説明欄の水産研究センターにおける新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、水産研究センター内における感染防止対策のため、和式トイレの洋式化など、施設を整備するものでございます。

水産振興課は以上でございます。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

22ページをお願いします。

上の段の単県漁港改良事業費につきましては、右の説明欄の1番目の単県漁港改良事業費は、県管理漁港における新型コロナウイルス感染対策に要する経費で、合串漁港ほか7か所でトイレの洋式化などの改修を行うものです。

2の単県漁港漁場施設補修事業費は、梅雨前線豪雨及び8月11日からの大雨により、漁港海岸に漂着しました流木等の回収、処分に要する経費で、郡浦漁港海岸に漂着した流木の回収、処分を行うものです。

下段の海岸漂着物等地域対策推進事業費は、梅雨前線豪雨により海域に流入した流木等及び昨年7月豪雨により流入し海底に沈んでいる流木等の回収、処分に要する経費で、漁業活動に支障になっている流木等を撤去するものです。

23ページをお願いします。

過年漁港災害復旧費は、昨年の台風9号により被災した漁港の復旧に要する経費で、二江漁港の防波堤復旧工事におきまして、近くに放流されました稚魚への影響軽減のため

に、生コン打設時の汚濁防止膜の設置や、水中部の詳細調査の結果、基礎捨て石の数量増が必要になったものでございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

24ページです。

令和3年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の各事業の進捗状況等を踏まえて算出しております。

一番下の合計額、農林水産部全体で71億4,700万円余となっております。

なお、繰越設定につきましては、例年11月議会及び2月議会をお願いしておりましたが、本年度は、令和2年7月豪雨災害及び国土強靱化予算の前倒しなどの令和2年度予算の繰越事業を上半期に集中して発注しておりますため、令和3年度当初予算事業の多くが下半期発注となる見込みです。このため、適正工期を確保していくという観点から、今議会での設定をお願いするものです。

農林水産政策課は以上です。

○末松直洋委員長 次に、条例等関係です。

○深川農林水産政策課長 25ページをお願いいたします。

ここからは、条例等議案になります。

25ページの議案第17号から議案第19号までは、いずれも、令和3年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございますが、農林水産政策課から一括して御説明いたします。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について、受益市町村に負担させることができることとされております。この負担率を定めるに当たりましては、受益市

町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を得まして定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、25ページの議案第17号が地方財政法関係、28ページの議案第18号が海岸法関係、29ページの議案第19号が土地改良法関係のものとなっております。

各事業の負担割合は、国のガイドライン等に基づき設定したもので、受益市町村の同意を得ているものでございます。

農林水産政策課は以上です。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

議案第25号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成30年11月議会において議決されました昭和地区経営体育成基盤整備事業第30号工事の請負契約につきまして、工期について、平成33年10月29日までを令和4年1月31日までに、契約金額について、6億3,590万9,616円を6億4,062万2,016円に変更するものでございます。

事業の概要については、32ページに記しておるとおりでございます。排水ポンプの製作据付けを行う工事です。

請負契約の変更理由については、同じ32ページの3番に記載しておりますが、関連工事で行う予定であったポンプ場建屋の床面の調整コンクリート打設に関して、関連工事が遅延したため、本契約に変更、追加したことによるものでございます。

33ページをお願いします。

議案第26号、もう1件、工事請負契約の変更についてでございます。

平成30年11月議会において議決されました碓江地区農村地域防災減災事業第4号工事の請負契約につきまして、契約金額について、6億9,114万6,432円を6億9,414万3,162円に

変更するものです。

事業の概要については、34ページのとおりですが、排水ポンプの製作据付けを行う工事でございます。

請負契約の変更理由については、3番に記載しておりますが、ポンプ設備据付けに当たり、吸水槽の補強工法が必要ですが、これの変更、それと仮設計画の見直しをしたことによるものでございます。

農地整備課は以上です。

○末松直洋委員長 次に、報告関係。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

52ページをお願いします。

報告第25号、公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の53ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1の基本情報の(1)のとおり、造林、育林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的としております。

2の令和2年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は1,400万円余の増で、主に公益目的事業会計における増加によるものであり、主たる要因は、利用間伐の事業量が増加したことによるものです。

54ページをお願いします。

3の事業実績等についてです。

主要事業の実績につきましては、表のとおり

りであり、これまで造成してきた資源が充実しつつあることを踏まえ、利用間伐の推進に努めたほか、公社の有する知識、技術力を活用して、受託事業にも取り組んだところでございます。

森林整備課は以上になります。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の56ページをお願いします。

報告第26号、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の57ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、林業事業体に雇用される林業従事者の就業環境を整備し、その安定確保を図るとともに、若年従事者の育成、確保を促進することを目的としております。

2、令和2年度の決算の概要について説明します。

58ページ、(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について説明いたします。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は738万6,000円の減であり、主に公益目的事業会計における減少によるものです。

その主たる要因は、低金利により基金運用益が減少し、指定正味財産である基金の一部を取り崩して事業を実施したためですが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲の減少であると考えております。

続いて、3、事業実績等についてです。

事業内容の①の林業労働力確保等に関する事業は、退職金共済や社会保険掛金の事業主負担の助成、新規参入者を雇用した事業体への助成を行っており、基金運用益等を財源とした事業です。

②以降の事業では、国や県からの補助事業、委託事業により、林業に興味がある人への林業体験学習会、林業就業希望者への長期研修、林業従事者への技術研修等のほか、林業事業体への指導、林業就業に関する広報、林業事業体への就職あっせんなどの事業を行っており、くまもと林業大学校の運営の一部も行っております。

林業振興課は以上です。

○堀田水産振興課長 水産振興課でございます。

60ページをお願いいたします。

報告第27号、公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の61ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に実施し、県民への水産物の安定供給と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

2の決算の概要についてです。

(1)に今期決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

(2)を御覧ください。

法人全体の当期正味財産増減額は、61ページの表の一番右下の欄のとおり、454万円余の増で、主に法人会計における増額によるものです。

増額の主たる要因は、基本財産運用益が計画以上の増益となったためであり、適正に運用されているものであります。

続きまして、3の事業実績等についてです。

まず、公益目的事業である(1)の里海づくり事業ですが、マダイ、ヒラメ、クルマエビ

など、9魚種の種苗生産、配付を行っております。

また、共同放流事業を実施する栽培漁業地域展開協議会の事務局として、マダイ95万8,000尾やヒラメ67万4,000尾等の放流を実施いたしております。

また、クマモト・オイスターやキジハタの種苗生産技術開発試験及びタイラギ等の中間育成技術開発試験を県から受託し実施しております。

さらに、八代漁協が行う種苗生産や各漁協が行う種苗育成、放流に対し指導や助言を行うとともに、学校への研修等啓発活動に取り組んでおります。

最後に、収益事業である(2)のその他の事業についてです。

養殖業の発展を目的に、クルマエビの養殖用種苗70万尾を生産し、配付しております。

水産振興課は以上です。

○末松直洋委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 16ページ、むらづくり課。

上から3段目の国庫支出金返納金というのがありまして、額は少額192万円の国庫返納があつているわけではありますが、現状の鳥獣被害に対して、しっかり取組をしていただいている状況で、被害がなかなか減らないという環境の中にあつて残念なことだなど。わざわざ190万も国庫に返納しなきゃならないということが少し残念でありました。

実は、私が言うのは、主にイノシシとそれから鹿なんですけれども。今猟銃で撃つ免許

を持っている人たちの駆除と、猟銃の免許は持ってなくて、わなの免許を取って、くくりわなとか箱わなで捕ってらっしゃる、大きく2タイプいらっしゃる。猟銃の許可を持っていらっしゃる方は、ほとんどの方が補助金対象になってますが、箱わなで捕ってる人は、市町村によって補助金の対象になってない市町村があるんです。これは間違いなくあります。

それで、そういった鳥獣被害を防止するためにやっている行為から見れば、全く同じなんです。鉄砲で撃とうが、わなで捕ろうが。その実態をぜひ調べていただきたい。

国庫補助金で7,000円だったですかね、たしか。それから、市町村がほとんど7,000円ぐらい出してまして、1万4,000円、それに県が1,000円だったかな乗せてるのが。1頭当たりの1万5,000円の内訳というのは、そういうことだと思います。それから、地域によっては、それぞれ違ってくるというふうに思いまして、私の菊池のほうであれば、森林組合が何千円か乗せてるところ、私は、組合長時代に乗せましたから分かってるんですね。

ただ、それが猟銃の許可を持った皆さんには補助金が行ってるけれども、箱わなだけとかくくりわなだけであれば、交付対象にしてない市町村があるんですね。間違いなくありますから、ぜひ調べていただいて、なぜそうなのかというのは、もともと歴史から見れば、猟銃を撃つ人たちが鳥獣駆除隊という形で始まったというのは、これは全く理解できますが、今の時代で考えると、もう猟銃の免許を取る人は割と少なくて、むしろ箱わなとかくくりわなで捕ってる人のほうが多いんだと思うんですね。自分たちは捕っても奨励金が来ない市町村があるんですよ。それは同じ国庫の使い方としていかなものかということ。県は1,000円しか出してないから市町村どうぞという話じゃなくて、国のお金も入っ

ているわけですから、そこはちゃんと理屈をつくって平等にして、ましてや、こういった補助金返納がないように、捕ってももらえてないところがあって、なおかつ返納までしているという状況は少しおかしいなというふうに思っていますので、分かる範囲で説明していただきたいと思いますし、もし分からなければ、今の実態を——各市町村によって違うんですよ。私は、菊池の地元の郡市中だけ調べても違っていました。県内の状況をちょっと調べて、せっかく頑張って捕ってらっしゃるのに箱わなでももらえてないところもあるわけですから。うちだけかもしれないけれども、それはやっぱり平等にということかな、ちゃんと統一されるようにしてもらえればありがたいなと思っていますが、何か持ってらっしゃる情報とか現状について、お話があればお願いします。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

実態として、先生がおっしゃるようなことがあろうかと思っています。ちょっと調査をさせていただきます。

それから、この返納金につきましては、入札で減額したものとともありますけれども、7月の豪雨で捕獲に手が回らなかったということで、予定していた捕獲頭数が確保できなかったというところもございました。

以上でございます。

○前川収委員 捕獲してももらえてない人はカウントされてないわけですよ、簡単に言えば、この中に。そこの月がどうだったかは分かりませんが、私は。ただ、そもそももらえてない人がいるわけですから、捕獲しててももらえてない人がいるということから前提にすれば、入札残のほうはほとんどかもしれない、内訳は分かりませんが。少なくともそういうことがあってるということの認識持って

いただいて、何のために補助金を出してるかという、たくさん捕ってくださいと、困るから捕ってくれという話をやっているのだから、捕ってもらえるモチベーションをつくるために、この補助金、この中の一部の補助金はあるわけですね、捕獲奨励金みたいなやつが。それが使われてないという現状についてしっかり受け止めていただいて、市町村が払っている分は、市町村の考え方で裁量でいかかもしれないけれども、少なくとも国庫が全部入っているわけですから、国の予算も入っているわけですから、そこは平等性をしっかり担保していただければと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 後から調べて報告をお願いいたします。

ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 13ページの農村計画課の世界かんがい施設遺産サミット in kumamoto負担金の話なんですけれども。ちょっと確認したいんですが、県も、この市町村や土地改良区とともに実行委員会のメンバーとして入っているわけですね。

○清藤農村計画課長 県も実行委員会の構成員となっております。

○山本伸裕委員 ぜひ、これは成功して、この機会に熊本をPRしていただきたいなと思っています。というのは、世界かんがい遺産登録が熊本は4か所あるんですが、全国で一番多いんですよ。これは、やっぱり熊本のきれいな水と、そして、その農業技術といいますかね、そういうものが影響している、反映しているところだと思うんですけれども。非常に、このかんがい遺産登録に向けて、地域の人たちも頑張って取り組んで、例えば、白川のかんがい遺産の登録が最

近なされましたが、地域の人たちが毎月清掃活動なんかも行っていて、そして、世界かんがい遺産登録のために、すごく資料なんかも準備して歴史の研究もして、加藤清正公がずっと切り開いて、そして細川家がそれを引き継いで、今なお、この熊本市中心部を広大な面積を農業用水がカバーしているというようなことで、鼻ぐり井手とか、すごい技術が、当時の技術としてはすごいなというふうに関心するような問題がたくさんあるんですけれども。ただ、地元の地域の人たちが、例えば、せっかく世界かんがい遺産登録実現できたんだから、あずまやを造ってくれとか、モニュメントを設置してくれとか、そういったことを要望してもなしのつぶてで、熊本市は、何かもうせっかくのこの財産をPRできてないというようなことで、地域の人たちがすごく不満に感じてらっしゃるんですよ。

それで、こういう地域の宝を、このせっかくの機会ですから、恐らく基盤整備とかそういった取組は、熊本市の事業になっていくんだと思うんですけれども、せっかく、県がこのイベントの実行委員会に名を連ねているから、金も出すから口も出すということで、やっぱりこれは熊本にとっていいチャンスじゃないかと。観光客も増やせるかもしれないし、子供たちの教材としても非常に重要な宝があるわけで、そういったところをこの機会にしっかりアピールできるような環境整備とか、そういうのも力を入れたらどうですかというような意見なんかも、ぜひおっしゃっていただけたらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○清藤農村計画課長、農村計画課でございます。

今委員から御紹介があったとおり、この世界かんがい施設遺産については、日本国からは42か所が登録をされておりますけれども、そのうち、熊本県では4か所ということで、

最も多く登録されております。場所的には、山都町の通潤用水群、それから、人吉・球磨管内からは、幸野溝、百太郎溝、それから、先ほど委員からも紹介があった白川中流域の水路群、それと、菊池市の築地井手とか原井手を中心とした水路群、この4か所が登録をされております。

今回熊本で開催しますかんがい施設遺産サミットについては、日本では今回初めての取組ということで、国内の多くの施設の登録地域に集まっていたいただいて、広く施設の有効性、重要性をPRする機会として考えております。

委員からあったとおり、広く施設の重要性、それから、熊本の農業を含めたPRにつなげていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 ぜひよろしくお願ひします。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

○磯田毅委員 32ページの八代の昭和地区の経営体育成基盤整備事業についてお聞きします。

地元の土地改良の方から、私にこういうお話があったんですね。今度新しい排水機場ができるんですけれども、運転手の人たちが考えているのと設計が違くと。例えば、除塵機の横にある雨どいの集水管があつて軽トラが通れないとか、夜の照明装置がちょっと邪魔になるところがあるとか、そういった小さなことなんですけれども、そういった現場を一番知っている、現場で実際運転される土地改良の人たちの意見を聴く場がないということを言われましたので、そういったことは、これから先、やっぱりそういう現場の知恵とい

うのも必要になってきますし、そういったことがなければ無駄なことにもなりますので、そういった面での対応をお願いしたいと思いますけれども、よろしく願います。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

ただいま御指摘いただきました昭和機場につきまして、地元のほうから、ちょっと思っているものと違うという御意見ということでございます。

この昭和地区で造りました機場に関しましては、今後、御指摘ありましたように、地元のほうに管理をお願いしていくということになりますので、地元の方々が使い勝手のいいようにというふうには考えているところでございます。

今実際に現場のほうではなかなか望んだような形になってないという話を今聞きましたので、ここは実態を調べて、事業のほうはまだ令和4年度まででございますので、対応できる場所は対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○磯田毅委員 よろしく願います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

なければ、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第17号から第19号まで、第25号、第26号及び第29号について、一括して採決したいと思います、異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり

可決及び承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決及び承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

それでは、報告をお願いいたします。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

その他報告事項の資料をお願いいたします。

資料の表紙を御覧ください。

本日、その他報告事項は5項目ありますが、1から3までは、部を横断した全庁的な取組に係る報告事項であり、1の熊本県国土強靱化地域計画の改定につきましては、総務常任委員会及び建設常任委員会、2及び3の工事関係の進捗状況及び入札契約制度の見直しについては、建設常任委員会と併せて報告を行うものであります。

それでは、農林水産政策課から、1から4までを一括して御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

熊本県国土強靱化地域計画の改定(素案)についてです。

上の四角囲みを御覧ください。

1つ目のポツ、熊本県国土強靱化地域計画は、熊本地震等を踏まえて、平成29年10月に

策定したものです。

3つ目のポツ、改定に当たりましては、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大等も踏まえ、ハード、ソフト両面の施策を含めた総合的な防災体制を整備し、愛する地域で誰もが安全、安心に住み続けられ、災害に強い郷土づくりを目指すこととしております。

2ページの主な推進方針ですが、赤字下線の箇所が、今回の改定により新規に追加する主な項目です。現計画から大幅な見直しを行うものではございません。

当部関連の主なものとしたしましては、1、直接死を最大限防ぐの項目で、上から2つ目の丸に流域治水の推進、また、5、経済活動を機能不全に陥らせないの項目では、3つ目の丸に農場水利施設等の老朽化対策の推進などを新たに位置づけております。これらの計画を着実に推進し、国土強靱化の実現に努めてまいります。

なお、本計画につきましては、10月にパブリックコメントを実施し、年内に改定予定です。

次に、3ページをお願いいたします。

災害復旧事業及び国土強靱化事業の進捗状況等について御説明いたします。

まず、1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況です。

上段のグラフが、県事業、下段のグラフが市町村事業となっております。

上段の県事業ですが、土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和3年8月末の契約額は188億円で、38%の進捗となっております。

下段の市町村事業では、全体事業費556億円に対し、令和3年8月末で、247億円、44%の進捗となっております。

4ページをお願いします。

2、防災・減災、国土強靱化事業、県事業分の進捗状況ですが、全体事業費179億円に

対し、令和3年8月末の契約額は100億円、56%の進捗となっております。

次に、下段、3、県工事の不調、不落の状況です。

まず、①熊本地震以降の年度別の状況です。

折れ線グラフが、不調、不落の発生率となっております。熊本地震翌年度の平成29年度をピークに下降していましたが、令和3年度に入り、8月末で12.3%と上昇しています。

5ページをお願いします。

②昨年7月以降の月別の状況です。

同じく、折れ線グラフが、不調、不落の発生率です。今年度6月、7月に減少となっていました。8月になり20.1%と上昇しています。

下段は、③発注機関別の状況です。

最下段の表を御覧ください。

災害復旧事業が集中している球磨、阿蘇地域において、不調、不落の発生率が高くなっております。

6ページをお願いします。

4、災害関連等工事の発注見込み等についてです。

(1)災害関連等工事の状況です。

合計欄をお願いします。

年間発注見込みが430億円、このうち、上半期に314億円、73%の発注を見込んでいます。

次に、(2)令和2年度予算(未契約繰越分)の国土強靱化等に係る工事の状況です。

合計欄、年間の発注見込みが257億円、上半期に238億円、92%の発注を見込んでいます。

次に(3)土木一式工事の一者当たりの状況です。

①が、年度別の受注状況の推移です。

A1、A2等級ともに、年間2～3件で推移してきましたが、令和3年度では、A1等級が4.5件と増加し、例年以上となっていま

す。

②が、地域別の受注件数見込みです。

地域別の年間発注見込みを当該地域の業者数で割ったものですが、令和2年7月豪雨被害が大きかった県南地域のA1企業に受注件数が集中する見込みとなっています。

7ページをお願いします。

引き続き、その他報告事項3、令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し（第3弾）について報告します。

令和2年7月豪雨等により甚大な被害を受けた公共土木施設等の一日も早い復旧、復興を図るため、第1弾、第2弾に引き続き取り組むものです。

四角枠囲みの中をお願いします。

第3弾では、4つの事項について取り組むこととしております。それぞれの詳細は、次のページから記載しています。

8ページをお願いします。

1、指名競争入札対象拡大の一部延長です。

報告事項2で説明したとおり、災害関連等工事のうち、土木一式工事が10月以降も相当量の発注が見込まれています。

このため、下の表、黄色部分のとおり、令和3年9月を期限として指名競争入札の対象の拡大を行っているもののうち、災害関連等工事の土木一式工事について、令和4年3月31日まで延長するものです。

9ページをお願いします。

2、復旧・復興建設工事共同企業体、いわゆる復興JVの導入についてです。

報告事項2で説明したとおり、A1等級工事が被災地に集中しているため、県内全域のA1、A2企業による広域的な施工体制を確保するため、復興JVを導入するものです。

詳細は、下の表のとおりです。

基本的には、熊本地震後に導入した復興JV制度と同様ですが、5億円以上の工事については、発注見込み件数が少ないため、導入

を見合わせています。

次に、10ページをお願いします。

3、総合評価落札方式(災害関連等工事型)の導入です。

土木一式工事において、管外からの参入、復興JVによる参入を促し、県内全域の建設業者による広域的な施工体制を確保するため、導入するものです。

11ページをお願いします。

4、総合評価落札方式(通常工事型)における評価項目の改定です。

災害関連等工事に管外からの参入を促し、県内全域の建設業者による広域的な施工体制を確保するため、通常工事型の総合評価においても、評価項目に災害関連等工事の受注件数を加えるものです。

12ページは、参考まで、第1弾、第2弾の内容を記載しております。

以上が令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度見直し第3弾の内容です。

地域の建設企業の状況や国、市町村の発注状況などの情報収集に努め、現状に即した適切な不調、不落対策に取り組んでまいります。

13ページをお願いします。

引き続き、その他報告事項4、令和3年8月11日からの大雨による農林水産関係被害について御報告いたします。

四角の枠囲みの一番上の行、今回の大雨による農林水産関係被害総額は、約52億円となっております。

農作物では、水稲、ショウガ、大豆などで約8,000万円、農地、農業用施設では、農道、水路等の一部損壊などで約28億円、林業関係では、山腹崩壊などで約24億円、水産業でもハマグリへのい死などの被害が発生しております。

主な被害の状況を14ページに写真でおつけしております。

先ほど御審議いただきました9月補正予算

において、一部災害復旧に要する経費を計上しているところです。

また、15、16ページのとおり、今回の大雨による災害については、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が9月28日に閣議決定されております。

16ページの2、適用措置、①の3行目の括弧書きですが、今回本激に指定されたことで、過去5か年の平均では、農地復旧に係る補助率は84%から96%にかさ上げされることも予想されます。

今後、国や市町村とも連携し、一日も早い災害復旧に取り組んでまいります。

農林水産政策課は以上です。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

17ページをお願いします。

その他報告事項5、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正について、その概要と現在の状況について説明いたします。

まず、1の(1)、法律の名称については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律となっており、脱炭素社会の実現に資することが明確になっております。

また、(3)林業・木材産業の事業者は、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨の規定が新設されるとともに、(4)10月8日を木材利用促進の日、10月を木材利用促進月間と制定されました。

次に、2の施策の拡充等についてですが、まず、(1)国、県、市町村が立てる木材利用の促進に係る方針の対象が、公共建築物から民間を含めた建築物一般に拡大されております。

また、(2)国や地方公共団体は、先進的技術の普及、人材の育成、安全性に関する情報提供等に努めることが規定されるとともに、

(3)にありますように、新たに国や地方公共団体と事業者等による協定制度の創設、協定を締結した事業者への支援を行うことも規定されております。

本法律の施行は、令和3年10月1日であり、国による基本方針の策定も同日に行われる予定となっております。

本県におきましては、国の基本方針に即して、県の基本方針の改正をパブリックコメント等の手続を経て年内に行うこととしており、その後、市町村における基本方針の改正について働きかけていく予定としております。

林業振興課は以上です。

○末松直洋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか——ないでしょうか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○前川収委員 その他で、今回は、森林保全課、林地開発の件で説明がなかったのも、あえて資料がなかったのも、論じたいと思いますが。

ソーラー発電所の建設に伴う南関町の林地開発、許可が下りて、最初に防災工事をやった上で開発行為をやっていたかという指導がきちっとあったということですが、それに従わずに施工がされて、結果として土砂流出ということで、近隣に下流域に被害を出したということでもあります。

聞けば、10数回指導をしたけれども、結果として従わないままに施工をしてしまい、このような被害を出したということは、これはとても重大なことだと私は受け止めておまして、土砂流出だけでも大変な被害であります。地域や場所によっては、同じようなケ

ースで防災工事をやらないままに着工してしまつて、人災、人の命まで関わるような非常に重大な災害を起こしてしまう可能性もあるわけでありますから、今回のようなこのようなケースに対して、強い強制権を持ち得ないのが今の法律の立てつけかもしれませんが、何らかやっぱりきちっと指導をして、被害を出さないような形を熊本は熊本として考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、今回の事件が非常に悪質であると私は受け止めておりまして、指導したにもかかわらず従ってないという前提でありますから、それについて何か、どう対応されていくのか、今後ですね。それについて伺いたいと思います。誰か担当もしくは部長でも。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

委員御指摘のとおり、今回の土砂流出につきましては、事業者が施工順序を守らず、防災工事を着手する前に本体工事に着手したということを非常に問題視しております。

そのため、この間知事の答弁でもございましたが、各段階の中で、防災工事をしなければ次の本体工事に移らないというような段階的な検査を入れたり、例えば、木材の伐採についても、その最小限の防災工事周辺だけの木材をまず切って、完成した後に次の木材伐採に進むというようなことも含めて、今そういった内部検証をしているところです。

また、なかなか行政指導ばかりで行政処分に移らないといった御指摘もいただきました。そういったルール化もある程度定めたいというようなことで、内部でこれも今検証しているところでございます。

また、広域本部と県庁森林保全課の意思疎通をスピーディーにやっつて、なおかつその辺の役割分担についても、もう一遍見直したいといったことも考えておりまして、年内には、そういったルール、方針を打ち出したいというふうに考えているところでございま

す。

以上です。

○前川収委員 最終的には、やっぱり林地開発許可を取り消すというような覚悟がなければ、指導だけではなかなか伝わらないというんですかね、言うことを聞かないんじゃないですか。それができますよというようなところを示さないと、強制力とまでは言わないけれども、示さないと、なかなか住民を守るような形に、今回のようなケースを考えれば、何回指導しても言うことを聞かない人も中にはいるわけですから、いたわけですから現実には。やっぱりそれは性善説だけじゃなくて、そうやって従わないならば、さっきお話があったように、途中で取り消しますよというような覚悟も持ってやってもらわないと、林地開発許可の許可制の意義が失われてしまうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中尾森林保全課長 確かに、今回の指導案件、17回というふうに報告もしてはいたしましたが、それが全て今回の是正を伴う指導ばかりではございませんで、中には、土砂を流出して農家の方々への補償をしっかりとすることとか、そういった指導も含めて17回ということですけども、それでもなかなか——3回文書を出してはいたしまして、3回目の文書指導後は、7月半ばになりますけれども、もう防災工事に専念して、その他本体工事には着手していないということで、その際に、8月の大雨が降ってしまったという状況にございました。とはいえ、行政処分に移らなかったという点では、我々としても、まずは機動的にすぐ対応できる行政指導でやっつていくということで、スピーディーに対応できるものですから、数回指導を重ねましたけれども、一応対応させたということではございます。

ただ、行政処分も、事業の中止命令ですとか事業の復旧命令といった際にも、事業者か

ら意見聴取とか、そういう手間というか時間もかかったりすることもございますので、それが移らないというわけではないんですけども、そういったルール化をして、それを相手にはっきり示すことで抑止効果というものも図っていきたいというふうに思っておりますので、先生のおっしゃるとおり進めていききたいというふうに思っております

○前川収委員 今後このような事例がないようにしっかり指導してください。お願いいたします。

○竹内農林水産部長 県民の安全、安心を守るというのは、行政の最大の責務だと思っております。

今回の事案を受けまして、私ども農林水産部だけでなく、関係します環境生活部であったり、土木部であったり、そういったところと検証といいますか、きちんと情報交換を今やって、その上で、まずできることは何か、それを年内に何とか形づくっていかうと思っているところでございますので、引き続きしっかりと取り組んでまいりますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策でございます。

先ほど、前半のほうで、荒川委員のほうから、新型コロナウイルスによる農林水産物への影響の支援策の中で、国の月次支援金の申請件数とかの問合せをいただきました。

本日時点で、所管課、商工振興金融課に確認いたしましたところ、県全体で2,965件でございます。

同様に、県単独の一時金のほうでございますが、これは30%から50%の範囲、こちらは

本県全体で1,395件。これにつきましては、農林水産業の方からの申請も把握できまして、全体で1,395件のうち33件が農林水産業者の方でございます。

以上でございます。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長